

○京都府立大学男女共同参画推進委員会規程

(平成25年京都府立大学規程第2号)

(設置)

第1条 京都府立大学における男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 京都府立大学副学長規程第2条に掲げる副学長のうち学長が指名する者（以下「副学長」という。）
- (2) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
- (3) 事務局長
- (4) 文学部教員及び公共政策学部教員各1名、生命環境科学研究科教員2名

(任期)

第3条 前条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には副学長を充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(所掌事項)

第5条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の基本方針の策定
- (2) 男女共同参画の推進に関する事項
- (3) 女性研究者研究活動支援に関する事項
- (4) その他男女共同参画の普及・啓発に関する事項

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がないときは、開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を推進委員会に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(事業の推進)

第8条 男女共同参画の具体的取組を推進するため、委員会に男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 推進室に事業を総括する室長を置き、委員長をもって充てる。

3 推進室長は、委員以外の京都府立大学教職員を所属長の承認を得て推進室の業務にあたらせることができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、管理課総務担当において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月9日から施行する。

(経過措置)

2 委員会発足時の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月15日から施行する。